

令和7年11月市議会通常会議  
議案第137号

## 大津市附属機関設置条例の一部を 改正する条例の制定について

令和7年12月16日  
総務部 管財課庁舎整備室

# 条例の改正理由及び選定委員会の概要について



改正理由：新庁舎整備の基本設計・実施設計の事業者選定に向けた「大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会」の設置に伴う改正

名 称：大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会

目 的：公募提案方式により市役所の庁舎の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項を審査等すること。

委員定数：9人以内

委員構成：学識経験を有する者及び市職員

開催回数：3回を予定

# スケジュール（案）



Lake Biwa

	令和7年 (2025年)			令和8年 (2026年)									令和9年 (2027年)					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例改正		11月議会上程	11月議会議決															
委員会				第1回委員会 委員嘱託				第2回委員会	第3回委員会									
設計業務				募集要領公表開始	説明会開催	参加申請書提出	提案書提出期間	審査期間	結果通知	契約締結	基本設計実施						3	

# 大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会設置に伴う条例の改正（案）



大津市附属機関設置条例の別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会	公募提案方式により市役所の庁舎の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項を審査等すること。	9人以内	学識経験を有する者及び市職員

施行日：公布の日から